

令和3年度

幸まちづくり協議会

総会要項

議事

第1号議案 令和2年度事業報告

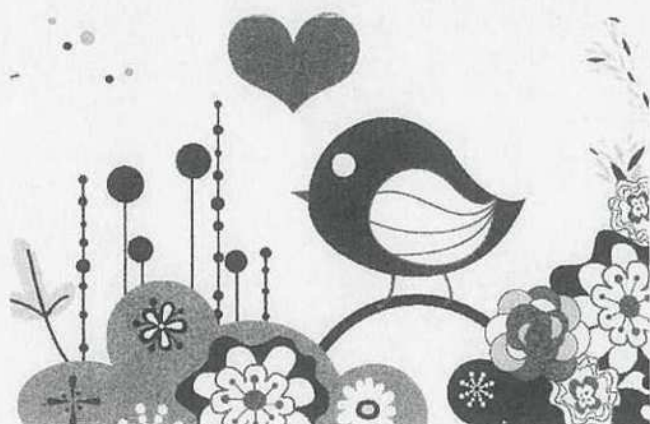
第2号議案 令和2年度決算報告及び監査報告

第3号議案 令和3年度役員

第4号議案 令和3年度事業計画

第5号議案 令和3年度予算

第6号議案 幸まちづくり協議会会則



SAIWAI MACHIZUKURI

第1号議案

議案令和2年度

主な事業報告(幸まちづくり協議会)

部会名	事業番号	事業名	開催月日	内 容	参加数
福祉部会	1	あいさつ運動の推進	通年	月1回児童の通学路に立ち、小学生、地域住民に朝のあいさつを呼び掛ける	400
	2	地域ふれあい活動	中止	笑顔の会⇒幸小5・6年生のボランティア委員の企画による、高齢者と交流する楽しい会	0
			11月28日	キッズサポーター講座⇒幸小5年生と認知症等の理解を深めるための劇に参加しました	101
			中止	さくら・第二保育園園児と地域住民との集い⇒抹茶とお菓子を振る舞い園児との交流	0
	3	高齢者「いこいの広場」	1月15日	公民館で看護師の講演を受け、交流した	8
	4	高齢者とのふれあい交流	9月23日	70歳以上独居・80歳以上高齢者世帯を対象に長寿の祝品を贈る	496
			12月18日	70歳以上独居・80歳以上高齢者世帯を対象にクリスマスプレゼントを贈る	604
			2月15日	70歳以上独居・80歳以上高齢者世帯に小学生の手紙を添えて配食	601
			中止	在宅介護者のつどい	0
	文化部会	5	生涯学習推進事業	毎月1回	幸ふれあい学級 7回実施
年2回				うきうき講習会 1回実施	7
年3回				第2の人生かがやき塾	56
6		歴史・文化・科学的事業	毎月1回	幸校区の歴史と文化再発見の会 9回実施	54
			2月11日	幸校区の歴史講座 中止	0
			年4回	みんなで歌おう楽しく元気に	81
			8月4日	子ども料理教室 中止	0
			8月23日	子ども科学教室 中止	0
			11月8日	公民館文化祭	51
			1月28日	囲碁大会	12
7		体育・レクリエーション事業	2月28日	ひな祭り茶会 中止	0
			8月	夏休み生き生き体験学習 中止	0
			10月	子ども球技大会 中止	0
8		地区体育祭	月2回	バルーン教室	200
			11月8日	地区体育祭・幸小運動会	1300

部会名	事業番号	事業名	開催月日	内 容	参加数	
住部会	9	いきいき体操	月1回	健康体操で健康の維持増進	各月約20名	
	10	免疫力を高めるからだづくり	中止	公民館で学習会をし、クイズをして交流	0	
	11	第9回幸てくてく100人ウォーキング	11月29日	ラジオ体操 歩行方法・健康カロリーの説明 ウォーキング	108	
安全・防災部会	12	交通安全	随時	小学校の登下校時に見守りをする 地域内の防犯パトロール活動をする 交通安全についての意見交換会	5000	
	13	防災訓練	9月13日 12月6日 2月7日	DIG研修会を実施	60	
			10月3日	避難訓練を各自治会の自主防災隊員における リーダー研修として実施。 起震車体験等	60	
	14	歩いて楽しい道づくり	随時	企画会議に毎月1回出席	24	
活部会	15	グラウンドゴルフを楽しもう	11月9日	松阪農業公園ベルファームにて実施 参加者同士が交流し、プレーを楽しむ	16	
	16	昭和から令和への手紙	9~1月	時代の流れとともに忘れ去られていく戦争や自然災害、伝統文化などの継承をめざす。 広報で協力を募り、材料を集め、記録を残した。	10	
	17	さいわい寄席で笑いの輪をひろげよう	中止	地域住民の健康増進と交流のために「笑いは健康の基」を楽しむ。	0	
広報委員会	18	広報「幸まちづくり」発行	4月10日	5月号(96号)について	9	
			5月8日	6月号(97号)について	中止	0
			6月5日	7月号(98号)について		9
			7月10日	8月号(99号)について		9
			8月7日	9月号(100号)について		8
			9月4日	10月号(101号)について		8
			10月9日	11月号(102号)について		9
			11月6日	12月号(103号)について		8
			12月4日	1月号(104号)について		8
			1月8日	2月号(105号)について		8
			2月5日	3月号(106号)について		8
	3月5日	4月号(107号)について		9		

部会名	事業 番号	事業名	開催月日	内 容	参加数	
本部事業		総 会（書面議決）	5月17日	令和元年度事業報告・令和2年度事業計画 他	0	
		役員会	9月11日	住民自治協議会について 他	9	
			12月24日	住民自治協議会について 他	11	
			1月15日	令和3年度からの変更について 他	13	
			4月23日	新年度計画について 他 中止	0	
		運営委員会	8月5日	連合自治会との一本化について 他	16	
			1月21日	令和3年度からの変更について 他	17	
			8月4日	0歳からの参加型コンサート	26	
		25	親子de音楽あそび	8月4日	0歳からの参加型コンサート	26
			ボイスde元気アップ	8月27日	大人のための参加型音楽講座	14
		19	地域敬老事業	随時	「高齢者の長寿を祝う」各自治会にて実施	
		20	防犯灯・掲示板設置	随時	各自治会にて防犯灯、掲示板の設置や取り替え	
		21	見守りネットワーク活動	随時	自治会の見守りネットワーク活動の推進を支援する	
		22	さいわい寺子屋サロン	9月20日	昼食・学習支援・お楽しみ会を実施	34
				10月18日	昼食・学習支援・お楽しみ会を実施	30
				11月15日	昼食・学習支援・お楽しみ会を実施	23
				12月20日	昼食・学習支援・お楽しみ会を実施	32
				1月17日	昼食・学習支援・お楽しみ会を実施	26
		23	さいわい出前サロン	11月1日	沖川自治会 バルーン教室	26
				12月13日	新道自治会 バルーン教室	25

令和2年度事業につきましては、新型コロナウイルス感染予防のために中止や縮小となりました。

令和2年度 収支決算書

協議会名

幸まちづくり協議会

収入

(単位:円)

科目	当初予算額	補正予算	予算現額	決算額	収入内訳
住民協議会活動交付金	2,337,000		2,337,000	2,337,000	
地域敬老事業推進特別交付金	618,000		618,000	618,000	
小地域福祉活動助成金	522,000		522,000	522,000	福祉部会「高齢者ふれあい交流」へ323,000円・「高齢者いこいの広場」へ30,000円 事務局「見守りネットワーク活動」へ30,000円 事務局「さいわい寺子屋サロン」へ100,000円、「さいわい出前サロン」へ39,000円
赤い羽根共同募金助成金	224,964		224,964	224,964	福祉部会「高齢者ふれあい交流」へ
上半期地域福祉活動推進事業助成金		75,000	75,000	75,000	事務局「音楽講座」へ
歳末たすけあい地域福祉活動助成金		75,000	75,000	75,000	住部会「ウォーキング」へ
雑収入	150,000		16,000	16,000	活部会「グラウンドゴルフ」参加費受入@1000円×16人
		1,900	2,000	2,000	福祉部会「いこいの広場」参加費受入@500円×4人
			8,000	8,000	住部会「ウォーキング」協賛金@100円×80人
			62,600	62,600	事務局「幸/バルーン」参加費受入
			60,000	60,000	事務局「広告協賛金」受入
			3,300	3,300	事務局「写真代」受入
					(雑収入計151,900) (雑収入補正予算計1,900)
預金利子	16		16	16	
前年度繰越金	70,532		70,532	70,532	
幸地区福祉会より	370,628		370,628	370,628	
収入合計	4,293,140	151,900	4,445,040	4,445,040	

支出

科目	当初予算額	補正予算	予算現額	決算額	事業番号	支出内訳(事業名等)
福祉部会	0	0	0	0	1	あいさつ運動の推進(事業継続するが、事業資金は0円)
	4,000	-4,000	0	0	2	ふれあい活動
	60,000	-19,966	40,034	40,034	3	高齢者いこいの広場(小地域福祉活動助成金・福祉会より支出)
	713,000	2,075	715,075	715,075	4	高齢者とのふれあい交流(一部助成金、福祉会より支出)
(小計)	777,000	-21,891	755,109	755,109		
文化部会	0	0	0	0	5	生涯学習推進事業(事業資金は公民館より支出)
	0	0	0	0	6	歴史・文化・科学的事業(事業資金は公民館より支出)
	30,000	740	30,740	30,740	7	体育・レクリエーション事業(バルーン)
	100,000	136	100,136	100,136	8	地区体育祭
(小計)	130,000	876	130,876	130,876		

科目	当初予算額	補正予算	予算現額	決算額	事業番号	支出内訳(事業名等)
住部会	5,000	-76	4,924	4,924	9	いきいき体操
	40,000	-40,000	0	0	10	免疫力を高めるからだづくり
	35,000	81,181	116,181	116,181	11	第9回 幸てくてく100人ウォーキング(一部助成金より支出)
(小計)	80,000	41,105	121,105	121,105		
安全・防災部会	10,000	-10,000	0	0	12	交通安全(事業継続するが、事業資金は0円)
	65,000	3,808	68,808	68,808	13	防災訓練
	5,000	-5,000	0	0	14	歩いて楽しい道づくり(事業継続するが、事業資金は0円)
(小計)	80,000	-11,192	68,808	68,808		
活部会	10,000	31,098	41,098	41,098	15	グラウンドゴルフを楽しもう
	10,000	-10,000	0	0	16	昭和から令和への手紙
	60,000	-60,000	0	0	17	さいわい寄席で笑いの輪をひろげよう
	0	0	0	0	17-1	さいわい寄席で笑いの輪をひろげよう(追加分)
(小計)	80,000	-38,902	41,098	41,098		
広報委員会	80,000	-1,800	78,200	78,200	18	広報「幸まちづくり」発行
(小計)	80,000	-1,800	78,200	78,200		
事務局1	618,000	0	618,000	618,000	19	地域敬老事業
	500,000	0	500,000	500,000	20	防犯灯・掲示板設置
	30,000	1,620	31,620	31,620	21	見守りネットワーク活動(小地域福祉活動助成金より30,000円支出)
	160,000	8,938	168,938	168,938	22	さいわい寺子屋サロン(小地域福祉活動助成金より100,000円支出)
	79,000	-28,403	50,597	50,597	23	さいわい出前サロン(小地域福祉活動助成金より39,000円支出)
	0	89,950	89,950	89,950	25	音楽講座
(小計)	1,387,000	72,105	1,459,105	1,459,105		
事務局2	400,000	9,200	409,200	409,200	24	賃金(事務局長の給与)
	500,000	720	500,720	500,720		賃金(事務局員の給与)
	50,000	-5,000	45,000	45,000		報償費(会長手当・部長手当)
	272,908	-189,704	83,204	83,204		消耗品費(インク・封筒・コピー用紙等)
	2,000	-2,000	0	0		通信運搬費(切手等郵送料)
	84,440	-161	84,279	84,279		保険料(補償期間1年間の保険に加入・労働保険料)
	39,600	6,765	46,365	46,365		使用料及び賃貸料(マツサカケーブルTVインターネット代等)
	13,200	0	13,200	13,200		手数料(ピアノ調律代)
	20,400	0	20,400	20,400		消耗品費(新聞代 @¥1,700×12か月)
	40,000	-4,964	35,036	35,036		食糧費(会議用お茶代等)
	5,000	-5,000	0	0		旅費(研修時等交通費)
	0	131,880	131,880	131,880		その他(パソコン代・謝礼)
(小計)	1,427,548	-58,264	1,369,284	1,369,284		
福祉会残額	251,592	23,891	275,483	275,483		
次年度繰越金		145,972	145,972	145,972		
支出合計	4,293,140	151,900	4,445,040	4,445,040		

幸まちづくり協議会の令和元年度会計監査を実施した結果、会計帳簿、預金通帳及び関係書類はすべて適正に処理されており、決算書に相違がないことを認めます。

令和3年 4月 11日

監事 白井良史

監事 大家雅史

幸まちづくり協議会 役員名簿

分類	役職	氏名	組織名	自治会名	
運 営	役員会	会長	嵐 清明	民生委員 児童委員	泉 町
		副会長	植村 和明	自治会部会 自治会	黒田町
			吉田 みのり	福祉部会	内五曲町
			堀江 慎一	住部会 民生委員	殿 町
			山中 峯生	活部会	西 林
		事務局長	山本 秀生	自治会	新 道
		書記	樺山 和幸	文化部会 公民館	神 野
	会計	中尾 悟	安全防災部会 自治会	西 林	
	監 事※	川瀬 勉	自治会	五月町	
		岡田 佳明	自治会	黒田町	
※ 監事は、役員会や運営委員会から独立しています。					
《 参 考 》					
委 員 会	自治会	部 長	植村 和明		黒田町
		副部長	山本 秀生		新 道
	福祉	部 長	吉田 みのり		内五曲町
		副部長	村林 佳代子	民生委員 児童委員	新 町
	文化	部 長	樺山 和幸	公民館	神 野
		副部長	小林 ルリ子	幸地区子ども会 連絡協議会	沖 川
	住	部 長	堀江 慎一	民生委員 児童委員	殿 町
		副部長	平田 陽子	民生委員 児童委員	新 道
	安全 防災	部 長	中尾 悟	自治会	西 林
		副部長	福田 勝	自治会	城 南
	活	部 長	山中 峯生		西 林
		副部長	村井 邦雄		黒田町
	広報	委員長	高瀬 孝二		城 南
		事務局員	一色 昌子		桜 町

第4号議案 令和3年度 幸まちづくり協議会 事業計画

部 会 名	事 業 内 容
福祉 住み慣れた地域 でいつまでも安 心して生活でき るまち幸	あいさつ運動の推進・・・月1回 高齢者ふれあい交流・・・9月 12月 2月 笑顔の会・・・10月 高齢者いこいの広場・・・11月 園児とのふれあい・・・2～3月 介護者の集い・・・2月
文化 歴史・文化を 受け継ぐまち幸	生涯学習推進事業・・・各月 歴史・文化・科学的事業・・・各月 ハルーン教室・・・月2回 地区体育祭・・・5月 体育・レクリエーション事業・・・8月 10月
住 健康・元気・自 分らしく暮らせ るまち幸	いきいき体操・・・月1回 第10回幸てくてく100人ウォーキング・・・10～11月 暮らしの中で 知ろう！ 学ぼう！ 考えよう！ 松阪のこと
安全防災 安心・安全な まち幸	防災活動・・・防災訓練10月2日（土）・DIG研修会 交通安全・・・随時
活 豊かで楽しい まち幸	昭和から令和への手紙・・・5～12月 グラウンドゴルフを楽しむ・・・11月 さいわい寄席で笑いの輪をひろげよう・・・2月
自治会部会	敬老事業・・・・・・・・各自治会で随時 防犯灯・掲示板設置・・・・各自治会で随時 見守り活動・・・・・・・・各自治会で随時
広報委員会	毎月1回 広報「幸まちづくり」発行 企画委員会・・・各月
本部事業	さいわい寺子屋サロン・・・5回 さいわい出前サロン・・・・・・・・3回

協議会名

幸まちづくり協議会

収 入

科 目	予算額	収入内容
住民自治協議会活動交付金	2,955,000	
助成金	522,000	小地域福祉活動助成金
助成金	226,260	赤い羽根共同募金助成金
助成金	135,000	上半期地域福祉活動推進事業助成金 事務局「音楽講座」へ75,000円、住部会「ウォーキング」へ60,000円
雑収入	150,000	協賛金・参加費受入など
預金利子	16	
前年度繰越金	145,972	
幸地区福祉会分	275,483	
収入合計	4,409,731	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	内住民自治協議 会活動交付金額	事業 番号	(小分類)
				事 業 名
福祉部会	0	0	1	地域ふれあい活動(あいさつ運動の推進) (事業継続するが、事業資金は0円)
	4,000	4,000	2	地域ふれあい活動
	50,000	0	3	高齢者とのふれあい交流(いこいの広場) (助成金・福祉会分より支出)
	741,500	76,000	4	高齢者とのふれあい交流(一部助成金・福祉会分より支出)
(小計)	795,500	80,000		
文化部会	0	0	5	生涯学習推進事業(事業資金は公民館より支出)
	0	0	6	歴史・文化・科学的事業(事業資金は公民館より支出)
	32,000	32,000	7	体育・レクリエーション事業
	98,000	98,000	8	地区体育祭
(小計)	130,000	130,000		

(大分類) 部会名等	予算額	内住民協議会活動 交付金額	事業 番号	(小分類) 事業名
	5,000	5,000	9	いきいき体操
住部会	95,000	35,000	10	第10回 幸てくてく100人ウォーキング(一部助成金より支出)
	40,000	40,000	11	くらしの中で 知ろう!学ぼう!考えよう!松阪のこと
(小計)	140,000	80,000		
安全防災 部会	0	0	12	交通安全(事業継続するが、事業資金は0円)
	80,000	80,000	13	防災活動
(小計)	80,000	80,000		
	40,000	40,000	14	グラウンドゴルフを楽しむ
活部会	30,000	30,000	15	昭和から令和への手紙
	10,000	10,000	16	さいわい寄席で笑いの輪をひろげよう
(小計)	80,000	80,000		
	618,000	618,000	17	地域敬老事業
自治会部会	500,000	500,000	18	防犯灯・掲示板設置
	30,000	0	19	見守り活動(助成金より支出)
	0	0	20	自主防災隊の活動(自主防災隊より支出)
(小計)	1,148,000	1,118,000		
広報委員会	80,000	80,000	21	広報「幸まちづくり」発行
(小計)	80,000	80,000		
	160,000	60,000	22	さいわい寺子屋サロン(一部助成金より支出)
事務局1	79,000	40,000	23	さいわい出前サロン(一部助成金より支出)
	75,000	0	24	音楽講座(助成金より支出)
(小計)	314,000	100,000		
	400,000	400,000		賃金(事務局長の給与)
	500,000	500,000		賃金(事務局員の給与)
事務局2	110,000	0	25	役員報酬(会長・部長)
	272,908	142,360		消耗品費(インク・封筒・コピー用紙等)
	84,440	84,440		保険料
	135,640	80,200		その他(インターネット使用料・会議用のお茶・交通費・謝礼金等)
(小計)	1,502,988	1,207,000		
福祉会残額	139,243	0		福祉部会へ 136,240円予算
(小計)	139,243	0		
支出合計	4,409,731	2,955,000		

第6号議案

幸まちづくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、幸まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして住み良いまちづくりを行い持続的な協同の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、湊町、新町、白粉町、黒田町、泉町、五月町、内五曲町、桜町大黒田町（神野・新道・西林・丸の内・城南・沖川・セントラル城南社宅・城南団地・親水）の範囲で以下「幸地区」とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市殿町1198番地2 松阪市幸公民館内に置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する事業
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、住環境整備に関する事業
- (5) 地区住民の教養を向上させる事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 青少年の健全な育成を推奨する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構成員)

第6条 協議会の構成員は、幸地区に居住する住民及び幸地区で活動する自治会をはじめ各種団体等とする。但し、役員会が認める場合は、その限りではない。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、運営委員会及び部会等をもって構成する。

- 2 協議会に事務局及び監査を置く。
- 3 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

第2章 役員

(役員の種類別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

(役員の設定)

第9条 役員を選出は、運営委員会により選出し、総会に諮り決定する。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- (4) 書記は、協議会の会務を記録する。
- (5) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (6) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する

(役員任期)

第11条 協議会の役員任期は2年とする。ただし、再選は妨げないが、連続して3期6年を超えて在任することはできないこととする。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種類別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は28名以内とし、代議員の選出については、細則に定める。

(総会の開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 構成員の10分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面決議)

第19条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認める時は、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

(1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること

(2) 会則の改廃の決定に関すること

(3) 地域計画の策定に関すること。

(4) 役員決定に関すること

(5) 組織の検討に関すること

(6) その他必要と思われる事項に関すること

(総会の公開)

第 21 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。

第 4 章 役員会

(役員会の構成)

第 22 条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第 23 条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第 24 条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 5 章 その他の会議

(運営委員会の構成)

第 25 条 運営委員会は、第 28 条第 3 項で選出される各部会の正副部長及び役員（監事を除く）で構成する。

2 運営委員の定数は、16 名以内とする。

3 運営委員長は、運営委員の互選により選出する。

(運営委員会の招集と議長)

第 26 条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

2 運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。

(運営委員会の役割)

第 27 条 運営委員会は、次の事項を調整及び審議し、役員会に諮る。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績及び決算に関すること
- (3) 広報に関すること

(4) その他協議会又は部会の運営に関すること

(部会の構成)

第28条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は幸地区で活動する各種団体等により及び構成員より選出された者で構成する。

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 自治会部会 | 住みよい地域社会を創るまち幸 |
| (2) 福祉部会 | 住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるまち幸 |
| (3) 文化部会 | 歴史・文化を受け継ぐまち幸 |
| (4) 住部会 | 健康・元気・自分らしく暮らせるまち幸 |
| (5) 安全防災部会 | 安心・安全なまち幸 |
| (6) 活部会 | 豊かで楽しいまち幸 |

2 部会の構成員は、第6条に準ずる。

3 各部会を構成する者の中から各部会の正副部長を選出する。

4 各部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

5 各部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) 自治会部会は、基本協定に関すること
- (4) その他部会運営等に関すること

第6章 会計及び監査

(経費)

第29条 協議会の経費は、助成金、寄附金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第30条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第31条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第32条 監事は、会計年度終了後速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第7章 その他

(役員報酬等)

第33条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については
会長 5万円、副会長、書記及び会計 1万円とする。また、協議会活動に係る会議、
行事等により発生した旅費については、別紙規定のとおり支給するものとする。

(委任)

第 34 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

1 この会則は、令和 3 年 5 月 1 6 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(権利等の継承)

2 松阪市住民協議会条例に基づく幸まちづくり協議会に係る一切の権利、財産は、松阪市地域づくり組織条例に基づき幸まちづくり協議会が継承するものとする。

(幸まちづくり協議会規約の廃止)

3 幸まちづくり協議会規約は、廃止する。

幸まちづくり協議会代議員選出細則

1. 幸まちづくり協議会総会にかかる代議員については、自治会と自治会以外に区分して選出する。
2. 代議員については、令和3年4月1日現在の世帯数を基に以下のとおり定める。
3. 代議員定数は、5年に1回見直しを行うこととする。

【自治会選出代議員数】

自治会名	自治会 世帯数	代 議 員 数 (世帯数300で1名)
湊町	148	1
新町	160	1
白粉町	147	1
黒田町	138	1
泉町	240	1
五月町	250	1
内五曲町	268	1
桜町	480	2
神野	206	1
新道	116	1
西林	225	1
丸の内	58	1
城南	442	2
沖川	285	1
セントラル城南社宅	35	1
城南団地	48	1
親水	35	1
計	3,281	19

【自治会以外の構成員選出代議員数】

専門部会（自・福・住・文・安・活）を構成する主たる団体より9名以内（9団体×1名）

自治連合会 消防団 公民館運営委員会 民生委員児童委員協議会
 老人会 PTA 幸子ども会連絡協議会 交通安全協会 商店街団体

附 則

（施行期日）

この細則は、令和3年5月16日から施行する。

幸まちづくり協議会旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、幸まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の役員、運営委員、部会員及び会長が特に認める者（以下「役員等」とする。）に支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員等が、協議会が命ずる旅行をする場合、当該役員等に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 支給する旅費の種類は、旅行のために要する車賃、鉄道賃、その他の交通費とする。ただし、旅行の目的地が旧松阪地区内（往復10km）であり、協議会が主催する会議や行事及びその準備等（以下「協議会が主催する会議等」という。）に伴う旅行の場合は、旅費を支給しない。

(支給額)

第4条 支給額は、自宅から目的地の合理的かつ最短順路によって旅行した場合において、次の各号に掲げるとおり計算する。

- (1) 車賃 自家用車を使用する場合、1キロメートル当たり30円として計算して支給する。
- (2) 鉄道賃 実費を支給する。
- 2 協議会が主催する会議等が同日に重複した場合は、いずれか1回分のみ支給する。
- 3 他団体が主催する会議や行事及びその準備等（以下「他団体が主催する会議等」という。）に伴う旅行で旅費が他団体より支給される場合は、旅費を支給しない。

(旅費の申請及び支給)

第5条 役員等が旅費の支給を受けようとするときは、会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請を受け、支給することが適当であると認められる場合は、速やかに旅費を支給する。
- 3 旅費は、全額通貨で支給する。

附 則

この規程は、令和3年5月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

私有自動車使用届・公共交通機関利用届

協議会活動に係る旅費は、私有自動車を使用した場合、自宅より往復10km以遠の地域を対象とし、1km当たり30円を支払う。また、公共交通機関による場合は、距離数に関係なく実費を支払う。

※ 私有自動車を使用または提供したものについては、下記の用紙に必要事項を記入し、幸まちづくり協議会事務局まで提出してください。

所 属		名 前	
住 所		電話番号	

私有自動車使用届

1	使用目的				
2	使用月日	令和	年	月	日
3	使用時間	自	時	分	至 時 分
4	運行経路				
5	指示メーター	出庫	Km	入庫	Km
	実走行量		Km		

公共交通機関利用届

1	利用目的				
2	出発地～目的地				
3	利用金額合計				

※提出先 幸まちづくり協議会事務局